

石岡市告示第436号

公募型プロポーザルに係る手続開始の公告

石岡市文書管理・電子決裁システム構築業務公募型プロポーザル実施について、次のとおり公告する。

令和3年7月5日

石岡市長 谷 島 洋 司



1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名称 石岡市文書管理・電子決裁システム構築業務
- (2) 業務内容 別紙「石岡市文書管理・電子決裁システム構築業務仕様書」に記載する業務
- (3) 上限額

石岡市文書管理・電子決裁システム構築業務 25,994,000円以内
石岡市文書管理・電子決裁システム導入支援業務 5,451,000円以内
(いずれも消費税及び地方消費税を含む)
- (4) 契約期間 契約締結日の翌日から令和4年3月31日

2 参加資格要件

(1) 参加資格

参加資格を有する者は、本業務の公告日現在で、次に掲げる要件を全て満たすこととし、文書管理システム構築及び保守等について提案者以外の者が行う場合は、当該事業者には下記(ア)～(オ)の要件を満たさなければならない。

- (ア)「令和2,3年度石岡市物品納入・役務の提供等入札参加資格審査申請有資格者名簿」に登録するために必要な要件を満たす法人であること。未登録の法人の場合、資格審査に必要な書類を提出すること。
- (イ)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく入札参加制限を地方公共団体から受けていない者であること。
- (ウ)公募開始から契約締結までのいずれに日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の

決定を受けている者を除く。)でないこと。

(エ)石岡市暴力団排除条例(平成23年石岡市条例第17号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員等に該当する者でないこと。

(オ)本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

(2) 失格要件

応募者が参加表明書を提出した日から契約締結の日までに、次のいずれかに該当した場合は、失格となることがあるので留意すること。

ア 企画提案書等に虚偽の記載があることが発覚したとき。

イ 市から指名停止処分を受けたとき

ウ 本プロポーザル（書類審査）実施要領に示す条件に適合しない場合

エ 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合

オ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て等がなされたとき。

カ 選定委員会の委員に連絡を求めるなど、視差の公平性を害する行為があったと認められたとき。

キ その他本プロポーザル（書類審査）実施要領に違反すると認められた場合

3 参加手続等

(1) 事務局

石岡市総務部総務課 担当 渡辺・田村

郵便番号 315-8640

住所 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

電話番号 0299-23-1111（代表）

FAX番号 0299-22-3684

電子メール soumuka@city.ishioka.lg.jp

(2) 参加意思表明書の提出

ア 提出書類 参加表明書 1部（様式1）

イ 提出期限 令和3年7月16日（金）午後5時15分まで（必着）

ウ 提出方法

担当部署へ持参又は郵送で提出すること。（持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除いた平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）

4 その他

プロポーザルに関する詳細は、「石岡市文書管理・電子決裁システム構築公募型プロポーザル実施要領」による。